

平成27年度

磐田市の教育の概要



©磐田市

磐田市イメージキャラクター

しゅべい

 磐田市教育委員会

1

磐田市の教育の目指すもの

磐田市教育委員会の目標

「ふるさとを愛し、未来をひらく、心豊かな磐田市民」

「磐田の教育」道しるべ

- 一、かけがえのない命を精一杯生きること
- 一、自分のよさを誇りとし自信をもって行動すること
- 一、美しい立ち居振る舞いと温かな言葉づかいをすること
- 一、勤労・勤勉を喜びとすること
- 一、真善美に照らし正しい判断をすること
- 一、大志を抱き困難を乗り越えること
- 一、敬愛の心をもち家族を大切にすること
- 一、感謝の気持ちは「ありがとう」と素直に伝えること
- 一、年長者を敬い年少者を慈しむこと
- 一、寛大な心をもって人を愛し許すこと
- 一、郷土愛をもって伝統文化の継承を行うこと
- 一、宇宙・自然への畏敬の念をもつこと

平成二十六年二月策定

磐田の教育について

磐田市は、本年度1市3町1村が合併して10周年を迎えました。本市の教育も市内様々な地域の特徴を学校教育など教育行政に取り入れ、各種事業を展開してきました。それを支えてくださっているのが、市内どの地域においても、子供たちを「地域の宝」として学校や保護者と共に育てていこうという地域の熱い気持ちです。それは、子供たちの毎日の登下校時の交通指導や見守り活動に表れており、また、小中一貫教育やコミュニティ・スクールなど新たな施策にもご理解・ご協力をいただいているところです。また、市内5館の図書館運営への積極的な参画や市の各種文化財の発掘及び保存等にもご協力いただいています。

磐田市教育委員会では、教育目標を本年度も引き続き、「ふるさとを愛し、未来をひらく、心豊かな磐田市民」とし、26年3月には、この教育目標に繋がる大切な事柄として「道しるべ」(前頁参照)を策定しました。各学校では、校長をはじめ学級担任等が子供たちに、一つ一つの言葉が意味するところを年齢に合わせて分かりやすく伝えてくれています。この「道しるべ」が、今後も学校や家庭、地域での活動の拠り所となることを願っています。特に、各学校での校長をはじめとする教職員の「語り」が、子供たちの人生の基本的な生き方、考え方に繋がっていくと信じています。

さて、27年4月1日から新たな教育委員会制度がスタートしました。今後、これまでの教育委員長と教育長の両方の役割を持つ教育長が新たに任命され、総合教育会議の中で教育における「大綱」が策定されるなど教育界の制度も大きな転換期となります。そのような中でも、磐田の教育は、これまでも培ってきた子供たちを大切に、一人一人をよく見つめた教育を行ってまいります。そして、将来どこに行っても、自らの力で切り拓いていくことができるたくましさを知恵を持った人に育つよう教育活動において努力していきます。また、市民の皆さんが新しい本に出合ったり、新たな文化財に出合ったりできるような工夫と発見に力を注ぎ、磐田の文化を十分享受できる環境を整えていきます。

磐田市のこれまでの誇れる教育文化を自信を持って継承し、子供たちの教育に市民の皆さんと共に努力していきたいと考えます。

2 磐田市の主な教育施策

平成20年に改定された学習指導要領によって明確に示された基本理念は、これまで重視してきた「生きる力」の育成にほかならないとされています。「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を重視する「生きる力」の育成は、磐田市教育委員会が平成22年度以来掲げてきた『ふるさとを愛し、未来をひらく、心豊かな磐田市民』の目指すところと何ら変わらないものであり、その実現には家庭及び地域、学校の役割分担と連携が重要であり、「地域力」の活用、「学びの場や環境」の整備が必要と考えています。そこで、教育委員会の施策を展開するにあたって、次の3つの基本方針を掲げることにしました。

【方針1】 子供の「生きる力」(知・徳・体のバランスのとれた力)を育みます。

【方針2】 子供の成長を支える「地域力」をさらに活用します。

【方針3】 市民が活用しやすい「学びの場や環境」を整備します。

方針1

子供の「生きる力」(知・徳・体のバランスのとれた力)を育みます。

施策1

魅力ある園・学校づくりの推進

【基本方針】

「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスのとれた「生きる力」を育む、魅力ある園・学校づくりを推進することを目指します。

【施策と主な取り組み】

◆は磐田市で独創的に取り組んでいる施策

①教育内容や教育環境を充実させ、子供の「生きる力」を育成します。

知・徳・体のバランスのとれた力を育成するために、幅広い教育内容に取り組むことで園・学校教育の充実を目指すとともに、教職員の資質向上や教育環境の充実を目指します。

- コミュニケーション能力の育成
- 心の教育の推進(「あいさつをしよう、あいさつを返そう」、他)
- 食育の推進と学校給食の充実
- 子供の体力の向上
- 教職員資質向上支援(各種研修会、ふるさと礎プラン(教師力向上3か年戦略)、他)
- 教材教具等の整備(電子黒板、デジタル教科書、他)

②小中一貫教育の「学府」を拡充するとともに、保・幼・小の連携指導をさらに推進します。

地域社会全体で子供の教育をサポートするという基本理念のもと、各中学校区において小中共通の目標、カリキュラム、指導方法等が9年間を貫いて設定され、小中協働で実施される教育を推進します。

保育園・幼稚園と小学校との連携や接続を推進し、発達の連続性を踏まえた健やかな成長を目指します。

- ◆学府の特徴を生かした小中一貫教育の推進
- 導入・推進計画(ロードマップ)の作成
- ◆地域とともに推進
- ◆英語を使ってのコミュニケーション能力の育成
- ◆保・幼・小・中の子供同士の交流や教職員の交流

③地域とともにある園・学校づくりを推進します。

子供が「園・学校が楽しい」と感じ、家庭や地域に信頼される園・学校を目指します。

- 地域に開かれた園・学校(学校運営協議会の設置、学校評価・学校関係者評価の実施と公表)
- 園・学校防災体制の継続的な見直し及び整備

施策2

「個」に応じたきめ細かな支援・指導の充実

【基本方針】

「生きる力」を育むため、一人一人の個性を生かし、「個」に応じたきめ細かな教育指導ができるような環境づくりを目指します。

【施策と主な取り組み】

◆は磐田市で独創的に取り組んでいる施策

①小中学校9年間の指導をすることで児童生徒の育成に努めます。

子供個々の育ちを、学内において継続して共有していきます。

- 小中一貫教育推進
- ◆市費負担教員(ふるさと先生)の配置

②35人学級によるきめ細かな教育を行います。

磐田式35人学級を実施します。小中学校の全学年において35人学級(少人数学級)を実施します。

- ◆市費負担教員(ふるさと先生)の配置

③特別な支援を要する児童生徒への支援、教育支援体制の充実を図ります。

特別支援学級や通常学級における特別な支援を要する児童生徒にきめ細かな支援・指導を進めていきます。教育支援員を適正に配置し、巡回相談を実施するなどして教育支援体制を充実させていきます。さらに、LD等の児童に生活の自立と学習や集団生活への適応を促すための支援体制を整えていきます。

- 巡回相談、教育支援員、ことばの教室指導員、他
- 特別支援コーディネーターに対する研修、特別支援学級担任に対する研修、通常学級担任に対する研修、教育支援員に対する研修
- LD等通級指導教室、言語通級指導教室(ことばの教室)

④いじめや不登校に対応する教育相談体制の充実を図ります。

いじめや不登校等の児童生徒の悩みや不安に対応するため、「個」に応じたきめ細かな支援・指導を推進するとともに、教育相談体制の充実を図ります。

- 磐田市教育支援センター
- 心の教室相談員配置
- 不登校児童生徒等対策研修会
- いじめ防止対策の推進

⑤外国人児童生徒への支援、教育支援体制の充実を図ります。

外国人児童生徒の日本語習得を図るとともに、日本での学校生活への適応を促進するための支援を行います。また、日本語がほとんど理解できない外国人児童生徒のための初期支援施設などの充実と活用促進を進めます。

- 外国人児童生徒支援員・相談員の配置
- 外国人児童生徒初期支援教室(NIJ)

⑥関係機関との連携体制の整備を進めます。

個々の子供がもつ現状や課題が複雑化してきていることから、乳幼児期からの組織的で一貫した支援体制の強化を図るため、市関係各課との連携を進めます。さらに、必要に応じて、医療機関・磐田市発達支援センター(はあと)・児童相談所・警察など、関係機関との連携を密にしながら早期に適切な対応を取ることができるようになります。

- 特別支援連携協議会、要保護児童等対策協議会(子育て支援課所管)、関係機関(医療機関、他)との連携

方針2

子供の成長を支える「地域力」をさらに活用します。

施策1

地域の学習資源を活かした教育活動の推進

【基本方針】

磐田市の豊かな自然・歴史・文化やふるさとに伝わる人々の願いなどを学習する機会を取り入れることで、ふるさとへの誇りと愛情をもち、より良い地域づくりに取り組もうとする心や姿勢が育まれることを目指します。

【施策と主な取り組み】

◆は磐田市で独創的に取り組んでいる施策

①ふるさとについて学ぶ機会の充実を図ります。

学校は、地域の文化、文化財の学習を推進することにより、子供が郷土に愛情と誇りを持ち、後世に伝えていこうとする意識を高めます。

●社会科副読本「わたしたちの磐田」の配付と活用 ●遠江国分寺に関する副読本の配付、活用と検証

◆ジュピロ磐田ホームゲームの小学生一斉観戦

②地域の文化財を活用した学習の場を整備します。

埋蔵文化財センターや旧見付学校を活用した講座や行事等を継続して実施します。

●ふるさと歴史たんけん隊、訪問歴史教室、昔の授業体験、文化財めぐりウォーク

施策2

子供を健やかに育む地域づくり

【基本方針】

子供を地域全体で育てていくには、地域の大人が言わば「第3の保護者」として子供の成長に積極的にかかわっていくことができる環境づくりが必要です。

家庭や学校における限定された人間関係を離れ、地域社会というコミュニティの中で様々な人や集団とかかわり、自然や文化に触れ、体験することができるなど、子供を健やかに育む地域づくりを目指します。

【施策と主な取り組み】

①放課後の子供の安全で健やかな活動場所を確保します。

放課後における安全安心な活動場所づくり(居場所づくり)を行います。また地域の教育力を活用するなどして、地域における子供の安全を図ります。

●未就園児への園開放 ●「放課後子どもプラン」(放課後児童クラブ、放課後子供教室)

●防犯教室の実施 ●青少年健全育成にかかわる諸団体(PTA等)との連携

施策3

家庭、地域、園・学校における読書活動の推進

【基本方針】

子供の成長過程で、未知の事柄への興味関心を高めるとともに、思考力・判断力・表現力を養う上で、読書の果たす役割はきわめて重要です。そのため、子供の読書環境を充実させ、近年指摘され続けている「読書離れ」を好転させていくことを目指します。

【施策と主な取り組み】

①市立図書館と家庭、地域、園・学校が連携を図りながら読書活動を推進します。

市立図書館が地域における子供の読書活動推進の中核的な役割を果たすとともに、図書館と地域の公共施設及び学校図書館との連携を図るなど、身近なところで、読書ができる環境を整備します。あわせて、図書館においては、「子ども読書活動推進計画(第2次計画)」に沿って、図書資料等の充実を図るとともに、講座や行事等を引き続き実施し、読書環境の充実に取り組みます。

●「磐田市子ども読書活動推進計画(第2次計画)」に沿った読書活動の推進

●子供の身近な地域での読書環境の整備(園・学校などへの団体貸し出し)

●図書館主催のおはなし会や各種講座、行事の実施

●ブックスタート事業の実施

●茶の間ひととき読書運動の実施

●育成支援(読み聞かせボランティアの養成と活用)と学校図書館運営支援

●学校や幼稚園・保育園、その他関連施設との連携によるおはなし会、図書館利用ガイダンス等の実施・推進

方針3

市民が活用しやすい「学びの場や環境」を整備します。

施策1

学校施設などの安全・充実

【基本方針】

子供が喜んで通い、保護者が安心して子供を通わせることができるよう、学校施設などの安全を保つとともに、その充実を目指します。

【施策と主な取り組み】

◆は磐田市で独創的に取り組んでいる「チャレンジ施策」

①安全安心で快適な学校施設の充実を推進します。

安全安心で快適な学校環境となるよう、外壁等の落下防止や夏場の暑さ対策を行います。また、今後の学校施設の老朽化に対する更新計画を策定します。

- 緑のカーテン事業 ●学校施設ミストシャワー設置
- 防災機能強化改修工事 ●学校施設更新計画策定

②校庭芝生化既設校の適正な維持管理に努めます。

子供の体力向上やスポーツの振興、安全にスポーツを楽しめる環境づくりを目指し、校庭芝生化既設校における適正な維持管理と規模拡張校等の芝生化を支援して校庭芝生の活用推進に努めます。

- ◆既設校における維持管理、芝生化した校庭の活用推進 ◆規模拡張校等の芝生整備

施策2

就学・就園のための経済的支援

【基本方針】

全ての児童生徒が円滑に義務教育を受けることができるよう、経済的な理由から就学が困難となっている児童生徒の保護者に対する援助を行います。また、幼稚園教育の普及のため、所得状況に応じて幼稚園児保護者の経済的負担の軽減を図ります。

【施策と主な取り組み】

①就学援助費等による経済的な支援を行います。

経済的な理由のために就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費、給食費等を援助します。また、幼稚園では家庭の所得状況に応じて、公立幼稚園の保育料を減免したり、私立幼稚園が入園料や保育料を減免した場合に幼稚園の設置者に幼稚園就園奨励費補助金を交付したりします。

- 就学援助費による支援 ●幼稚園児保護者への支援

施策3

図書館サービスの向上

【基本方針】

市民が様々な情報を必要に応じて気軽に入手でき、学習に対する適切な助言を得られるなど図書館サービスの向上を目指します。

【施策と主な取り組み】

①資料の充実を図るとともに、関係施設との連携を図ります。

図書資料の充実をはじめ、情報紙やホームページなどの情報提供媒体の充実、市立図書館のネットワーク運営や県内市町図書館との連携など各関連施設間のネットワーク化などをさらに推進します。また、本年から Web 上で電子資料を公開し、引き続き地域資料の電子化を進めます。

- 市民の課題解決支援のための情報提供（子育て、ビジネス支援等）とレファレンス（参考調査）サービスの充実
- 静岡産業大学図書館との円滑な連携協力
- 中東遠地域間の図書館運営の連携
- 「(仮)いわたデジタルアーカイブ」の開設と地域資料の電子化

施策4

歴史遺産の整備・活用

【基本方針】

歴史遺産の整備・活用の計画的な推進、地域史料の調査・収集等、地域史の編さん事業の推進と完了、歴史文書館における公文書の適切な管理を目指します。

【施策と主な取り組み】

①文化財の調査・保存・整備・活用、伝統行事の継承支援、地域史の編さんを推進します。

豊富な文化財を市民共有の財産として、調査・保存・整備・活用に取り組みます。また、地域の伝統行事の継承支援を図るとともに、文化財を地域の宝として保存継承する意識を高める、地域史の編さんを推進完了します。

- 遠江国分寺跡をはじめとした文化財の調査・保存・整備・活用 ●公文書・地域史料の収集・管理
- 旧見付学校や旧赤松家記念館などの資料館の展示内容の充実 ●福田町史編さん事業の推進・完了

方針別の実績（平成24年度～平成26年度）と平成27年度の指標

※ H24 から H26 の数値は目標に対する年度ごとの実績値を示しています。

※ H27 は、平成26年度までの実績をふまえ、平成27年度に達成をめざす目標値を示しています。

方針1

子供の「生きる力」(知・徳・体のバランスのとれた力)を育みます。

施策1 魅力ある園・学校づくりの推進

指 標 名		H24	H25	H26	H27
「幼稚園は子供が興味を持ち、意欲的に遊べる環境を整えている」と答える保護者の割合(★)	幼	99.2%	99.8%	99.8%	100%
「我が子は、生活リズム(食事、排泄、睡眠)が身についている」と答える保護者の割合(★)	幼	95%	98%	95%	96%
「授業の内容がよく分かる」と答える児童生徒の割合(★)	小	90%	90%	91%	93%
	中	80%	83%	83%	85%
「子供たちは該当学年の学習内容を理解している」と答える教員の割合	小	94%	85%	85%	87%
	中	76%	87%	84%	86%
「我が子は、興味を持つことが増え、自ら進んでやってみようとするようになった」と答える保護者の割合(★)	幼	98%	96%	98%	99%
「進んで先生に聞いたり自分で調べたりして学習している」と答える児童生徒の割合(★)	小	76%	74%	75%	77%
	中	65%	67%	69%	71%
「子供は幼稚園に行くことを楽しみにしている」と答える保護者の割合(★)	幼	98%	99.9%	99%	99%
「学校が楽しい」と答える児童生徒の割合(★)	小	91%	90%	90%	92%
	中	86%	88%	90%	92%
「中学校での学習や生活を楽しみにしている」と答える児童の割合(★)	小		80%	83%	85%
「外国語活動の授業が楽しい」と答える児童の割合(★)	小		88%	88%	90%
「英会話の力が伸びている」と答える生徒の割合(★)	中		69%	70%	72%
「子供は幼稚園に好きな先生や、好きな友達がいる」と答える保護者の割合(★)	幼	99.4%	98.9%	99.4%	100%
「学校に相談できる人がいる」と答える児童生徒の割合(★)	小	89%	88%	89%	91%
	中	84%	86%	88%	90%
「私たちの学級(学校)は互いにルールを守り、協力する雰囲気がある」と答える児童生徒の割合(★)	小	83%	82%	83%	85%
	中	78%	82%	85%	87%
「先生は子供のことを理解して指導にあたっている」と答える保護者の割合(★)	幼	99%	99.6%	99%	100%
	小	92%	92%	93%	95%
「学校で目指そうとしている子供の姿や保育・教育内容について知っている」と答える保護者の割合(★)	中	80%	83%	87%	89%
	幼	97%	99%	97%	98%
	小	87%	90%	88%	90%
	中	76%	80%	79%	81%

(★)は、幼稚園・学校で実施している児童生徒や保護者向けアンケートに共通して含めることとする。

施策2 「個」に応じたきめ細かな支援・指導の充実

指 標 名		H24	H25	H26	H27
「幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導ができている」と答える教員の割合	幼	94%	97%	89%	94%
「個に応じたきめ細かな支援・指導ができている」と答える教員の割合	小	86%	85%	88%	90%
	中	91%	91%	85%	87%
小中学校における教育支援員配置人数(1校あたり)		2.2人	2.39人	2.4人	2.38人
学校からの要請に対する外国人児童生徒相談員、外国人児童生徒支援員の巡回・配置率		93%	100%	100%	100%
不登校児童生徒(文科省調査定義による)のうち、指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒の割合(3月末)		15.6%	13.5%	% (3月末)	20%
外国人児童生徒初期支援教室での支援を受けた児童生徒の学校での適応状況(学校における3か月間の出席率)		91.2%	93.1%	94.2% (1月末現在)	95%
引きこもりがちな児童生徒(年間160日以上欠席した不登校児童生徒)のうち、教育支援センターの通級・訪問支援を受けた児童生徒の割合(3月末)		25.8%	17.5%	% (3月末)	35%

方針2

子供の成長を支える「地域力」をさらに活用します。

施策1 地域の学習資源を活かした教育活動の推進

指 標 名		H24	H25	H26	H27
「幼稚園は、地域の自然や人を活かした保育を行っている」と答える保護者の割合(★)	幼	99.4%	99.5%	99.9%	100%
地域素材を活かした教育活動の結果として「今住んでいる地域の歴史や自然について関心がある」と答える児童生徒の割合(★)	小	73%	75%	72%	74%
	中	29%	56%	57%	59%
訪問歴史教室(埋蔵文化財センター見学含む)を開催する市内小中学校延べ数	小	31	29	43	43
	中	1	4	2	2

(★)は、幼稚園・学校で実施している保護者や児童生徒向けアンケートに共通して含めることとする。

施策2 子供を健やかに育む地域づくり

指 標 名	H24	H25	H26	H27
未就園児への園開放を年間6回以上行うよう教育課程に位置づけている幼稚園数(認定こども園を含む)※H26年度全22園、H27年度全20園	23園	23園	22園	20園

施策3 家庭、地域、園・学校における読書活動の推進

指 標 名	H24	H25	H26	H27
ブックスタートの参加率	81%	84%	80% (見込)	84%
子供向け講座・行事等の参加者数	5,768人	6,598人	6,800人 (見込)	7,500人
児童図書蔵書冊数(12歳以下の子供一人当たり)	12.6冊	12.9冊	13.1冊 (見込)	13冊
図書館の児童図書の年間貸出冊数(12歳以下の子供一人当たり)	26.2冊	25.7冊	26.0冊 (見込)	27冊

※ただし、中央図書館(H24.10～12月)、福田図書館(H25. 1～2月)、竜洋図書館(H25. 11～12月)、豊田図書館(H26.11～H27. 1)耐震工事のため休館

方針3

市民が活用しやすい「学びの場や環境」を整備します。

※施策2の指標はありません。

施策1 学校施設などの安全・充実

指 標 名	H24	H25	H26	H27
学校施設の耐震化率(県基準未満の施設) ※国基準の耐震化は完了	93%	98%	100%	

施策3 図書館サービスの向上

指 標 名	H24	H25	H26	H27
磐田市立図書館の1,000人あたりの貸出冊数 ※外国人登録者数を含む	8,186点	7,850点	8,200点 (見込)	8,400点
図書資料の整備 ※寄贈を含む受入点数	23,402点	26,266点	24,000点 (見込)	24,000点

※ただし、中央図書館(H24.10～12月)、福田図書館(H25. 1～2月)竜洋図書館(H25. 11～12月)、豊田図書館(H26.11～H27. 1)耐震工事のため休館

施策4 歴史遺産の整備・活用

指 標 名	H24	H25	H26	H27
旧見付学校などの資料館の入館者数 (旧見付学校・旧赤松家記念館・竜洋郷土資料館・豊岡農村民俗資料館・歴史文書館・埋蔵文化財センター)	37,632人	40,686人	43,000人 (見込)	45,000人

重要な課題への対応1 園・学校の台風・地震・津波等の防災対応基準

台風等による暴風警報等発表時及び解除時等の対応基準

情報	時刻	家庭	学校・園	
		登校前	午前	午後
注意報		○登校	○通常通り	○通常通り ・状況に応じて下校
警報		○自宅待機	○残留 ・状況に応じて下校	○残留 ・状況に応じて下校
解除		○午前10時前 登校 ○午前10時以後 休校		

※「気象等に関する特別警報」

情報	時刻	家庭	学校・園	
		登校前	午前	午後
特別警報		○自宅待機	○残留	○残留
解除		○自宅待機	○安全が確認されたのち、下校又は保護者引き渡し	

- 原則として学校長・園長が判断する。

【留意点】

- 特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。
- その他の警報（大雨、大雪、洪水等）が発表され、この基準によりがたい場合には、児童生徒等の安全を第一に考え、学校長・園長の判断により措置を講ずる。この場合、速やかに教育総務課に報告する。
- 保護者引き渡しについては、兄弟姉妹関係を配慮し中学校区ごとに引き渡し体制の確認をする。また、保護者への事前周知を徹底し、学校・園の対応を明確にする。
- 自宅待機や休校措置をとった場合、その後の登校に関する家庭への連絡は「連絡網」や「いわたホットライン」を利用する。
- 気象状況によっては、教育委員会の判断により対応を「ファクシミリ」、「メール」、「いわたホットライン」等で指示する場合がある。
- 家庭への連絡は、連絡網や「いわたホットライン」を利用する。なお、「いわたホットライン」への登録を随時推進し、その充実を図っていく。
- 外国籍児童生徒等の家庭には外国籍保護者同士のネットワークを利用するなど、確実に連絡が伝達されるよう体制を整えておく。

【児童クラブについて】

- 登校後、暴風警報が発表された時、児童クラブは開所する。状況により保護者に早い迎えを依頼する。
- 登校後、特別警報が発表された時、児童クラブは開所し、クラブに残留する。特別警報が解除され、安全が確認された後、保護者へ引き渡す。

○警報の発表・解除の情報について、各家庭においてテレビやラジオ、インターネット等から情報を入手するよう事前に働きかけておく。



東海地震に関連する調査情報・注意情報・予知情報(警戒宣言)発表時及び東海地震を含む大規模地震(震度5弱以上)発生時、その後の対応基準

	調査情報	注意情報	予知情報(警戒宣言)	発生時
登校前		○自宅待機 ※必要に応じて休校措置	○休校	○避難行動
登校中	防災対応 なし	①避難行動 ・学校、自宅又は避難場所へ ②その後の対応 《学校にいる場合》 ・保護者引き渡し 《学校以外にいる場合》 ・自宅又は避難場所へ	①避難行動 ・学校、自宅又は避難場所へ ②その後の対応 《学校にいる場合》 ・保護者と協議し、引き渡し等 対応を決定する 《学校以外にいる場合》 ・自宅又は避難所へ	①避難行動 ・学校又は避難場所へ ②その後の対応 《学校にいる場合》 ・安全が確認されたのち保護者 引き渡し 《学校以外にいる場合》 ・自宅又は避難所へ
在校中		①学校待機 ②その後の対応 ・保護者引き渡し	①学校待機 ②その後の対応 ・保護者と協議し、引き渡し等 対応を決定する	①避難行動 ②学校待機 ③その後の対応 ・安全が確認されたのち保護者 引き渡し
下校中		①避難行動 ・学校、自宅又は避難場所へ ②その後の対応 《学校にいる場合》 ・保護者引き渡し 《学校以外にいる場合》 ・自宅又は避難場所へ	①避難行動 ・学校、自宅又は避難場所へ ②その後の対応 《学校にいる場合》 ・保護者と協議し、引き渡し等 対応を決定する 《学校以外にいる場合》 ・自宅又は避難所へ	①避難行動 ・学校又は避難場所へ ②その後の対応 《学校にいる場合》 ・安全が確認されたのち保護者 引き渡し 《学校以外にいる場合》 ・自宅又は避難所へ

【留意点】

- 保護者引き渡しについては、兄弟姉妹関係を配慮し、中学校区ごとに引き渡し体制の確認をする。また、保護者への事前周知を徹底し、学校・園の対応を明確にする。
- 注意情報や予知情報発表時においては、学校待機の時間が長引くこともあるため、保護者と協議の上、引き渡しをすすめていく。
- 登下校時の避難(場所、方法等)について、各家庭でもしっかりと協議し、確認をするよう保護者に依頼する。
- 自宅待機や休校措置をとった場合、その後の登校や学校再開に関する家庭への連絡は、連絡網や「いわたホットライン」を利用する。なお、休校措置を登校前に決定したときは、速やかに教育総務課に報告する。
- 電話やメール等が使用できない場合の連絡方法について、職員間はもちろんのこと、保護者とも確認しておく。
- 情報によっては、教育委員会の判断により対応を指示する場合がある。

【児童クラブについて】

- 注意情報・予知情報(警戒宣言)が発表された時、震度5弱以上の地震が発生した時、児童クラブは開所しない。

【用語について】

- 避難所…指定避難所(学校や交流センターなどの公共施設ー市内45か所)
- 避難場所…自治会等で決めている一時的な避難場所



大津波警報・津波警報・津波注意報発表時及び解除時等の対応基準

	大津波警報・津波警報		津波注意報
	発表	解除	
登校前	○避難行動又は自宅待機	○午前10時前 登校 ○午前10時以後 休校	津波の発生が、遠地近地にかかわらず、津波（一波・二波）が到着しても被害が生じる高さではないと学校が判断した場合、登校前、登校中、在校中、下校中、全て通常通りの対応となる。 ただし、海岸近くにいる場合は、すぐにその場から離れ避難行動をとる。 ※注意報から警報に変更された場合には速やかに警報の対応をとる。
登校中	○避難行動	○午前10時前 通常通り 《学校にいる場合》…通常通り ※ただし、被害状況により保護者引き渡し 《学校以外にいる場合》…登校後、通常通り ※ただし、登校後被害状況により保護者引き渡し ○午前10時以後 休校 《学校にいる場合》…保護者引き渡し又は下校	
在校中	○学校待機又は避難行動	○通常通り ※ただし、被害状況により保護者引き渡し	
下校中	○避難行動	《学校に避難してきた場合》…保護者引き渡し又は下校 《学校以外にいる場合》…自宅又は避難所等へ移動	

- 原則として学校長・園長が判断する。

【留意点】

- 第4次地震被害想定で津波浸水地域を学区に持つ学校が対象であるが、想定地域外であっても状況によっては同様の対応になる場合がある。また、遠隔地地震による津波情報が発表された場合にも同様の対応とする。
- 津波発生の有無に関わらず、上記の対応基準に沿うこととする。
- 津波注意報であっても、災害の発生や突然の警報への変更があり得るため、情報には常に留意し、危機感をもって対応する。なお、注意報でも避難所が開設される場合があるため、開設時の支援が必要となる場合がある。
- 登校中や在校中に警報が解除された場合、安全が確認できれば、通常への対応となることもある。そうした場合の対応については、事前に周知徹底を図るとともに、連絡網や「いわたホッとライン」を利用して各家庭に連絡する。
- 別紙「東海地震に関連する調査情報・注意情報・予知情報（警戒宣言）発表時及び東海地震を含む大規模地震（震度5弱以上）発生時の対応基準」【留意点】に準ずる。

【児童クラブについて】

- 登校前に大津波警報・津波警報が発表された時、児童クラブは開所しないが、学校へ登校となった場合は開所する。

【用語について】

- 避難行動…学校又は高台、避難タワー等の避難場所へ

参考一津波警報・注意報の種類

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（一部の地震※については最速2分程度）を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表します。

（※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震）

種類	発表基準 （予想される津波の高さが高いところで）	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 （津波の高さ予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	3mを超える場合。	10m超（10m<予想高さ）	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m（5m<予想高さ≤10m）		
		5m（3m<予想高さ≤5m）		
津波警報	1mを超え、3m以下の場合。	3m（1m<予想高さ≤3m）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m（0.2m≤予想高さ≤1m）	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。ただちに海から上がった、海岸から離れてください。

重要な課題への対応2 子供の安全安心を確保するために

命はかけがえのない尊いものであり、自他の生命や心の安心を守ることは最も大切なことです。しかし、交通事故、転落事故など、子供の生命・身体の安全や心の安心が損なわれるような事案が全国で発生しています。これらのことを深刻に受け止め、学校や教育委員会、家庭、地域など関係者が一丸となって取り組むことが求められています。子供の生命・身体の安全や心の安心を確保するための重要な取組を示しました。

取組1 人権教育の充実を図り、自他の命や人権を大切にできる態度を育みます。

- 教育活動の様々な場で、子供が命の大切さや人権について考える場や機会を大切にします。
- 社会全体で子供を守り育てていくことができるよう家庭や地域と連携できる体制づくりを進める。
- 学校と教育委員会や、警察、児童相談所などの関係機関との連携を促進する。

取組2 防災教育の充実を図り、災害時に自他の生命を守る実践力を育みます。

- 学校での防災教育の充実を図る。
- 幼小中連携による防災訓練や家庭・地域と連携した防災訓練など、これまでの想定にとらわれず、様々な状況を想定した防災訓練の充実を図る。

取組3 安全教育の充実を図るとともに、安全管理を推進します。

- 交通安全教育の充実を図るとともに、通学路の安全確保に必要な対策等を進める。
- 健康教育の充実を図るとともに、施設設備の点検など生活上の安全に必要な対策等を進める。
- 防犯教育の充実を図るとともに、不審者情報の保護者・地域への提供など防犯対策を進める。

重要な課題への対応3 保護者・地域社会から信頼される園・学校を目指して

近年、静岡県内においても、学校に対する保護者や地域社会の信頼を裏切る教職員による不祥事が発生していることは大変遺憾なことです。各園・学校では、教職員による不祥事を根絶させ、保護者や地域社会の方々からの信頼を回復する取り組みが必要です。このことは、たとえ自分たちの園・学校から不祥事を起こしていない学校であっても、全県下の教職員が襟を正して取り組むべき課題であると考えます。磐田市に勤務する全ての教職員が、教職に携わる者としての自覚と誇りをもち、謙虚に自らを振り返り、他に学ぶ姿勢をもち続けることが大切だと考えます。

取組1 管理職による不祥事根絶のための取り組みを推進する。

- 教職員へのきめ細かな指導を継続・徹底する。
- 教職員の指導や仕事内容、人間関係等を把握する。
- あらゆるところから情報が入るネットワークづくりを行う。
- 確認と見届けを行う。
- 年間を通して計画的に校内コンプライアンス委員会や研修等を実施する。
- モラル・ハラスメントを意識した職場環境づくりを行う。

取組2 教職員の仲間づくりを推進する。

- 職場内に孤立しがちな教職員をつくらない職員室文化を醸成する。
- 管理職や同僚と何でも話ができる、悩みを相談できる環境づくりを行う。
- お互いに遠慮なくアドバイスしたり、苦言を呈したりすることができる人間関係づくりを行う。
- 各種研修会等を通じて、園・学校の枠を超えた仲間づくりを行う。
- 園児児童生徒への対応について、組織を生かした指導体制の充実を図る。

取組3 磐田市立学校徴収金等取扱要領等に沿った、公金や校納金の適正な取扱いを行う。

- 学校徴収金等取扱要領などに沿った入金・出金を行う。
- 複数体制での管理を行う。
- 管理者は定期的に会計簿及び通帳を点検する。

取組4 個人情報の適正な管理を行う。

- 情報媒体等の持ち出しに関するルールを守る。
- 電子化された情報が管理上の不備により流失することがないように留意する。

取組5 人権尊重の教育を推進する。

- ことばを大切にされた教育を推進する。
- 体罰はもちろんのこと、園児児童生徒の人格を傷つけるような言動の根絶を図る。

重要な課題への対応4 学力向上に向け「確かな学力」を育成するために

全国学力・学習状況調査の目的は、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることであり、「確かな学力」の育成につながるものです。

したがって、学校は、学力の3要素（基礎的・基本的な知識及び技能、思考力・判断力・表現力その他の能力、主体的に学習に取り組む態度）を押さえて日々の授業実践に取り組み、児童生徒に「確かな学力」を身に付けるよう努めなければいけません。

取組1 「付きたい力」を明確にした授業づくりを行います。

- 小学校では自作テストを実施し、「付きたい力」を教師が把握し、児童に身に付いているか確認する。
- バランス（話す、聞く、読む、書く）のとれた授業を展開して、特に「読むこと・書くこと」に力を入れる。条件（文字数・時間・指定語句・内容等）を示し、書く力を育成する。
- 全教科において、図表やグラフを適切に読み取ることや目的に応じて複数の情報を関連付けて考えをまとめる力を育成する。
- 学習したことを各教科の学習や実生活とつなげて考えるような学習場面を設定する。

取組2 教員の指導力向上に努めます。

- 研修主任研修会及び教科等指導リーダー研修会では、講師を招聘して「付きたい力を明確にした授業づくりと校内研修」について指導を受け、研修会を充実させる。
- 若手教員の指導を通して、教科等指導リーダーの育成に努める。

取組3 学力向上委員会を設置し、全国学力・学習状況調査の分析をし、学力向上のための改善に努めます。

- 全国学力・学習状況調査を実施し、結果を分析するとともに短期的・中長期的実践項目の具体的改善策を示す。
- 全国学力・学習状況調査の結果を活用する。 ● P D C A サイクルを生かして授業づくりを検証する。

取組4 家庭生活・家庭学習の改善を推進します。

- メリハリのある家庭生活ができるよう学校・家庭が連携して取り組む。
- 毎日、集中して家庭学習を行うよう支援する。 ● 宿題の出し方を工夫する。
- 「早寝、早起き、朝ご飯」の基本的な生活習慣の定着を推進する。

取組5 子供の学びを支える取組を支援します。

- 司書リーダーや学校図書支援員を巡回型で配置し、学校図書館の整備を行う。
- 読書活動の推進を図る。

重要な課題への対応5 いじめ防止対策の推進

いじめの問題は、学校における重要課題の一つです。本市は、いじめ防止対策を推進していくため、平成26年7月に「磐田市立小中学校いじめ撲滅サミット」を開催し、児童生徒自らがいじめ問題にかかわっていく機会を設けました。また、平成27年4月には、いじめ防止等対策推進条例を制定し、いじめ防止に関する基本理念を定め、市や学校、教職員、保護者等の責務を明らかにするとともに、いじめ防止対策の推進に関し、必要な組織の設置等を定めました。子どもたちが安心して学校生活を送ることができるようにしていきます。

取組1 いじめ防止のための施策に総合的に取り組みます。

- 磐田市いじめ防止等のための基本的な方針を定める。
- 公立小中学校はいじめ防止基本方針を定め、対策の組織を設置する。
- 「静岡県いじめ対応マニュアルー磐田版ー」の見直しを図る。

取組2 いじめを未然に防止するため、健やかでたくましい心を育みます。

- 子供自らがいじめについて考える場や機会を設定し、いじめをなくそうとする活動を大切にする。
- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を養うため、全教育活動を通じた道徳教育や体験活動の充実を図る。
- 教職員が一人一人の子供と積極的に関わり、子供理解を深め信頼関係を築くとともに、子供同士も望ましい人間関係をつくり、いじめが起これにくい集団をつくる。
- 教職員に対し、いじめ防止等のための対策に関する研修を計画的に実施する。
- 家庭や地域の理解と協力が得られるよう啓発活動を行う。
- 関係機関と可能な限り情報を共有するとともに、状況に応じて連携した指導を行う。

取組3

いじめの早期発見・早期解決を目指して組織的に取り組みます。

- いじめのサインは、いじめを受けている子供からも、いじめをしている子供からも出ている。子供の出すサインに注意をはらう。
- 定期的に教育相談やアンケートを実施したり、連絡ノート等による家庭連絡を通して保護者からの情報を積極的に収集したりして、いじめの早期発見に努める。
- いじめを認知した時には、多方面から情報収集を行い、いじめの全体像を把握し、問題解決まで組織的に取り組む。
- いじめの再発防止に向けて、保護者と連携しながら子供への経過観察を行い、必要に応じて追加支援策を検討する。
- 必要に応じて関係機関との連携を取り、適切な指導を行う。

<参考>

新教育委員会制度について

平成26年6月20日に公布された改正地方教育行政法による新たな教育委員会制度は、平成27年4月1日からスタートします。

ポイント1

教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置します。

項目	現行制度	新制度
教育委員会の構成	原則5名の教育委員	教育長及び原則4名の教育委員
教育委員会の代表	教育委員長は、会議を主宰し委員会を代表	教育委員長職は廃止し、新教育長が会議を主宰し委員会を代表
教育長の職務	教育委員会の指揮監督のもとに教育委員会の所掌事務の執行にあたる	教育委員会の会議の主宰や事務執行など教育委員長と教育長の職務の両方の権限執行にあたる
教育長の任命	教育委員の中から教育委員会が任命	首長が議会の同意を得て直接任命
任期	委員4年	教育長3年、委員は4年

ポイント2

首長と教育委員会が相互の連携強化を図りつつ、より一層の民意を反映した教育行政を推進するため、首長が総合教育会議^{※1}を設けます

- 会議は首長が招集し、首長、教育委員会により構成されます。
- 総合教育会議では大綱策定や教育を行うための諸条件整備などの重点施策について協議・調整します。

ポイント3

地域住民の意向のより一層の反映、地方公共団体における教育の振興等に関する施策の総合的な推進のため、首長は大綱^{※2}を策定する。

- 首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育の振興に関する施策の大綱を策定します。
- 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についてその目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

【用語について】

※1 総合教育会議…今回の改正法により、新たにすべての地方公共団体に設けることとなった会議です。首長が招集し、構成員である教育委員会との間で、①大綱の策定、②教育振興等の重点的に講ずべき施策、③児童生徒等の生命又は身体に被害が生じた場合や生じるおそれがあると見込まれる場合などにおける緊急に講ずべき措置、などについて協議・調整をします。なお、会議は原則公開で行います。

※2 大綱…地方公共団体の教育振興などの総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、首長に策定が義務付けられています。策定にあたっては、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参考にして定めることとされており、大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられています。

その他の教育関連事業 市長部局において補助執行されている教育関連事業

幼稚園関連事業

こども部 幼稚園保育園課
☎ 0538-37-4858

【基本方針】

さまざまな体験を通して、心と身体で感じ取りながら「生きる力」を育てる幼稚園教育の推進を目指します。

- ◆魅力ある幼稚園づくりの推進（創意と工夫の教育活動、安全安心の充実）
- ◆個に応じたきめ細かな保育の推進（特別支援員等の配置、特別支援教育に関する研修の充実 など）
- ◆地域に開かれ、地域を活かした幼稚園づくり
- ◆子供を健やかに育む地域づくり（未就園児への園開放 など）
- ◆就園のための経済的支援（幼稚園就園奨励費補助金）

生涯学習関連事業

市民部 市民活動推進課
生涯学習推進グループ ☎ 0538-37-4886 協働・共生社会推進グループ ☎ 0538-37-4710

【基本方針】

地域で活動するサークル等への支援や、交流センターを活用した講座、講演会などの開催を通して、市民の学習機会の充実を図るとともに、地域全体で青少年が健やかに成長する環境づくりを推進します。

- ◆市民の学習機会の充実（交流センターでの講座・生涯大学いきいき学園等の開催、学びの師・学びの友等生涯学習情報提供など）
- ◆家庭教育の推進（家庭教育学級の開設、家庭教育講座・家庭教育出前講演会の実施 など）
- ◆青少年健全育成の推進（少年補導センターの運営、少年補導の実施、青少年健全育成会団体への支援 など）
- ◆青少年活動の推進（中学生ボランティア講座の開催、子ども会・ボーイスカウト等青少年活動団体への支援など）
- ◆人権関連事業の推進
- ◆成人式の開催

スポーツ振興関連事業

市民部 市民活動推進課 スポーツ振興室
☎ 0538-37-4832

【基本方針】

サッカーをはじめとする様々なスポーツを振興し、子供からお年寄りまでが多様なレベルで生涯を通じてスポーツを楽しむことによって、心身の健全な発達や健康増進を図り、地域間交流を盛んにするとともに、産業振興や地域活性化などを図ります。

- ◆社会体育関連
 - いわたスポレク健康フェスティバル、親子ふれあい体育教室の開催 など
 - 学校体育施設の市民開放、社会体育施設の管理運営 など
 - ◆スポーツによるまちづくり関連
 - ジュピロ磐田ホームタウン推進事業（ジュピロ磐田ホームゲーム小学生一斉観戦 など）
 - 総合型地域スポーツクラブやスポーツボランティアの育成
 - 全国大会の開催
 - 緑のグラウンド維持活用推進事業（芝生活用と情報発信）
- ※「磐田市スポーツのまちづくり基本計画」の詳細につきましては、市ホームページをご覧ください。
(<http://www.city.iwata.shizuoka.jp/keikaku/>)

文化・芸術振興関連事業

市民部 文化振興課
☎ 0538-35-6861

【基本方針】

様々な文化芸術活動を一つ一つ積み重ね、市民の豊かな心を育み、普段は暮らしやすく、時には心躍るまちへと変化し、文化的な雰囲気街中にあふれ、住んでいることに誇りを感じる「感動と育成の文化芸術のまち」を目指します。

- ◆ほんものを鑑賞・体験する機会の充実（ダンスや音楽等の磐田文化振興会が行うホール事業等への支援）
 - ◆地域における文化芸術活動への支援（芸術祭等開催委託、文化協会ほか市内文化芸術団体への支援、文芸磐田の発行）
 - ◆次代の文化芸術を担う青少年等の育成（青少年の文化芸術活動育成、磐田子どもミュージカル、全国大会等出場者の奨励）
 - ◆香りの文化を発信（磐田市香りの博物館の管理運営）
- ※「磐田市文化芸術振興計画」の詳細につきましては、市ホームページをご覧ください。
(<http://www.city.iwata.shizuoka.jp/keikaku/>)

わたしたちの 磐田

(参考) 社会科副読本付属資料



縮尺 1 : 65,000
0 3km

- | | | | |
|--|-------------|--|------|
| | 林 | | 市役所 |
| | 田畑 | | 支所 |
| | 茶畑 | | 警察しょ |
| | 家やたて物が多いところ | | 消防しょ |
| | 店が多いところ | | 小学校 |
| | 工場が多いところ | | 工場 |
| | | | 漁港 |
| | | | 果樹園 |

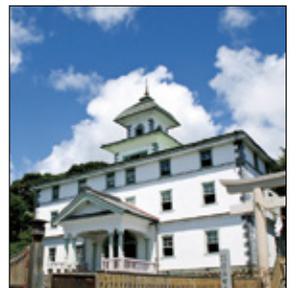
海老芋



ベッコウトンボ

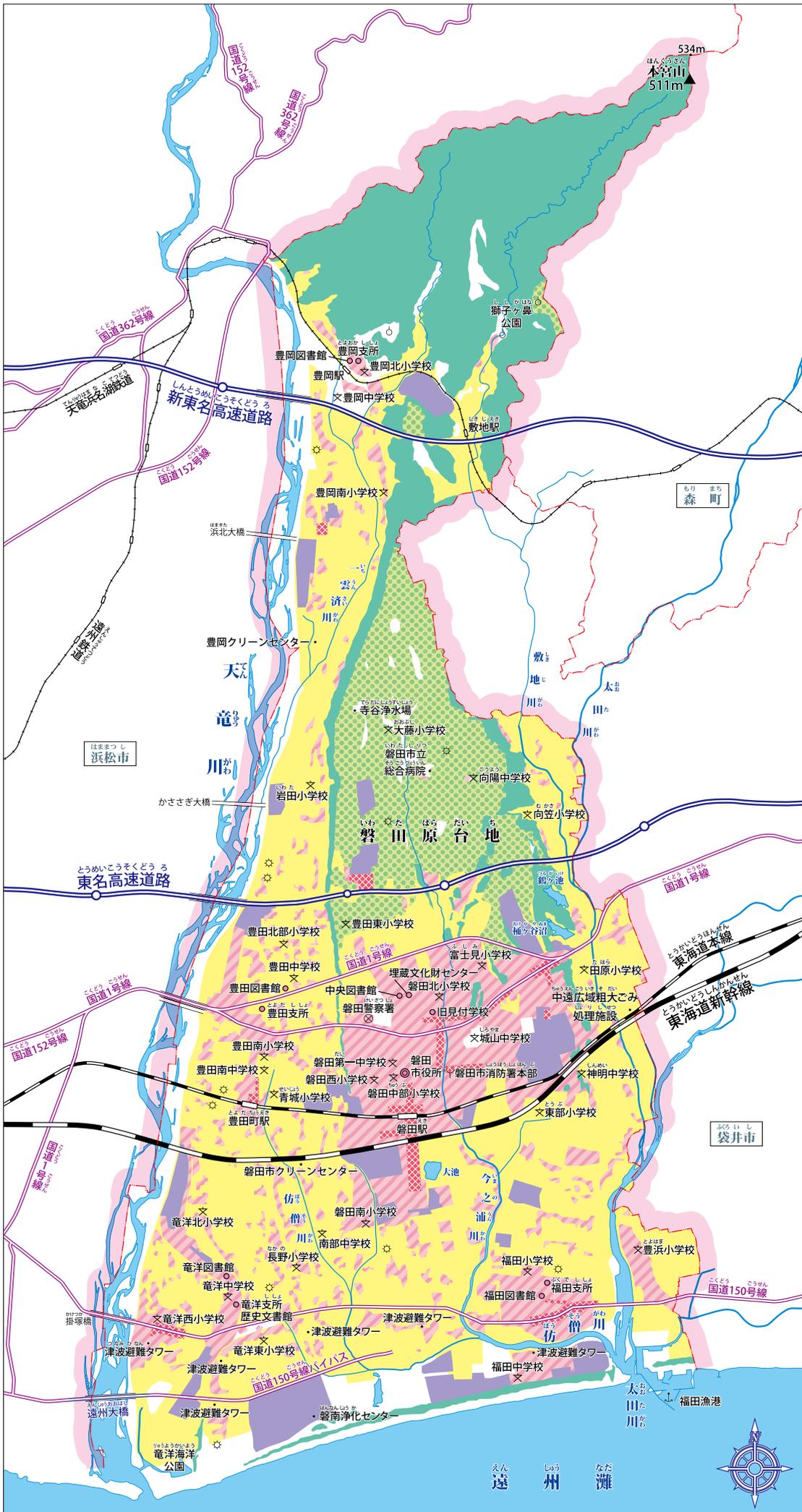


旧見付学校



地図上の1mmが実さいの65m。
土地の高さは2.6倍に強調してあります。

磐田市教育委員会 作製



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図3000(8倍画像)及び数値地図50mメッシュ(標高)を使用しました。(承認番号 平25信保、第60号)

磐田市の教育施設

磐田市立幼稚園	
磐田北幼稚園	見付2366-1 0538-32-3450
磐田南幼稚園	千手堂1075 0538-32-4316
向笠幼稚園	向笠竹之内397-13 0538-38-0456
長野幼稚園	小島362-2 0538-34-5813
岩田幼稚園	匂坂中987 0538-38-1454
田原幼稚園	三ヶ野936-1 0538-35-3505
東部幼稚園	東貝塚205-1 0538-32-0718
磐田中部幼稚園	中泉1853-1 0538-34-5815
南御厨幼稚園	東新屋351-5 0538-35-7811
磐田西幼稚園	中泉2522-2 0538-35-5644
福田中幼稚園	福田1555-1 0538-55-4130
竜洋幼稚園	豊岡6605-3 0538-66-5333
豊田南幼稚園	森下280 0538-35-5695
豊田北部幼稚園	加茂1027-2 0538-36-0757
青城幼稚園	中田610 0538-32-6739
豊田東幼稚園	高見丘65 0538-32-5279
豊岡南幼稚園	上神増1410 0539-62-2544
福田こども園	福田中島55 0538-55-2323
大藤こども園	大久保640-5 0538-38-0824
豊岡こども園	新開541 0539-62-2545

※福田こども園(平成27年4月開園)
大藤こども園、豊岡こども園
(平成27年4月名称変更)

磐田市立小学校	
磐田北小学校	見付2352 0538-32-6168
磐田中部小学校	中泉1203-2 0538-32-5101
磐田西小学校	中泉2522-2 0538-32-2275
磐田南小学校	千手堂1356-1 0538-32-2553
東部小学校	東貝塚206 0538-32-2490
大藤小学校	大久保282-1 0538-38-0021
向笠小学校	向笠竹之内391-6 0538-38-0390
長野小学校	小島736 0538-32-5437
岩田小学校	匂坂中987 0538-38-1854
田原小学校	三ヶ野1030-1 0538-32-5445
富士見小学校	富士見町4丁目9-5 0538-36-0770
福田小学校	下太380 0538-55-2129
豊浜小学校	豊浜9 0538-55-2570
竜洋東小学校	中平松23 0538-66-2034
竜洋西小学校	川袋1900 0538-66-2134
竜洋北小学校	堀之内356 0538-66-1190
豊田南小学校	森下300 0538-32-5273
豊田北部小学校	加茂1026 0538-32-3857
青城小学校	中田55 0538-35-4128
豊田東小学校	高見丘57 0538-37-0621
豊岡南小学校	上神増1410 0539-62-2155
豊岡北小学校	下野部158-1 0539-62-2036

磐田市立中学校	
磐田第一中学校	国府台39-1 0538-32-6101
城山中学校	見付263-3 0538-32-6108
向陽中学校	向笠竹之内1162-2 0538-38-0339
神明中学校	鎌田2262-74 0538-32-4644
南部中学校	野箱32 0538-35-7575
福田中学校	福田中島3753-1 0538-55-2101
竜洋中学校	豊岡4473-8 0538-66-2324
豊田中学校	加茂243 0538-32-4637
豊田南中学校	立野200 0538-37-3451
豊岡中学校	合代島943 0539-62-2085

磐田市立図書館	
中央図書館	見付3599-5 0538-32-5254
福田図書館	福田1552-1 0538-58-3300
竜洋図書館	豊岡6605-3 0538-66-7788
豊田図書館	上新屋304 0538-36-1711
豊岡図書館	下野部48 0539-62-3210

展示資料館	
旧見付学校附磐田文庫	見付2452 0538-32-4511
旧赤松家記念館	見付3884-10 0538-36-0340
埋蔵文化財センター	見付3678-1 0538-32-9699
竜洋郷土資料館	岡405-47
豊岡農村民俗資料館	老貴地180-7
歴史文書館	れきしもんじょかん 岡729-1 0538-66-9112

給食センター	大原学校給食センター		磐田市大原2923-1	0538-58-2595
	豊田学校給食センター		磐田市中田238	0538-31-0211
	豊岡学校給食センター		磐田市下神増962-6	0539-63-0043

教育委員会事務局<教育部>		TEL(0538)
教育総務課	児童・総務グループ	37-4821
教育総務課	児童・総務グループ(放課後児童クラブ)	37-2773
教育総務課	施設管理グループ	37-4873
	学校給食管理室管理グループ	37-4780
学校教育課	教職員グループ	37-2760
学校教育課	指導グループ	37-4921
学校教育課	教育支援グループ	37-4923
中央図書館	管理グループ・図書グループ	32-5254
文化財課	管理グループ・調査グループ	32-9699

平成27年度 磐田市の教育の概要

編集 磐田市教育委員会 教育総務課 児童・総務グループ
〒438-8650 静岡県磐田市国府台3-1
TEL.0538-37-4821
FAX.0538-36-1517
E-mail kyoikusomu@city.iwata.lg.jp
URL <http://www.city.iwata.shizuoka.jp/kyoiku/index.html>
発行 平成27年4月
印刷 株式会社 大進堂